

第2章 文化的景観の保存に関する基本方針

第1節 文化的景観の概要と価値、課題

第1項 文化的景観の概要と価値

佐世保市黒島の文化的景観は、「水田・畑地など農耕に関する景観地」、「垣根・屋敷林などの居住に関する景観地」として独特のものであり、「自然地理的背景」、「独特な歴史的背景」、「人々の移住による文化の交流」、「巧みな植物の利用」に立脚した「生業空間と密接に結びついた集落景観」と言うことができる。以下にそれぞれについて概要と価値を簡単に述べる。

①自然地理的背景

黒島は標高約100m前後の台地状の島で、海岸部、特に標高50mまでは急斜面となっている箇所が多い。島の南側の海岸線は東シナ海の荒波により100mにも達する海岸が発達するなど人の居住には不向きであるが、標高約100m以上はなだらかな地形となり、畑地や集落が点在している。

生態地理学上照葉樹林気候に属するが、対馬暖流の影響を受けた比較的温暖な海洋性気候であることから亜熱帯地方に見られる植物も多く自生しており、黒島とその周辺が分布の北限、あるいは北限に近い植物も多い。



サツマサンキライ(分布の北限)



長崎鼻の断崖

②独特な歴史的背景

黒島には14～15世紀にかけて集落が成立し、18～19世紀にかけて各地より潜伏キリシタンが移住してきたという歴史が明らかにされている。従来から住んでいた人々(仏教徒)と、後から移住してきた人々(潜伏キリシタン)はそれぞれ別々に集落を形成しているが、両者の集落形態や集落の展開には明らかな違いがあり、それが現在まで受け継がれている。



14～15世紀の石塔(カッパ塚)



黒島天主堂

③生業空間と密接に結びついた集落

このような特徴的な集落の景観を構成している要素としては、家屋やそれを取り巻く防風林・防風垣、在地の石材を使った石垣等、湧水地や井戸、耕作地がある。特に防風林は、地域の景観を特徴づける大きな要素となっており、その利用形態は家屋をはじめ、耕作地、生活道などに及んでいる。防風林にはスダジイなどの自然林を活用したものと、意図的に植樹したものがある。植樹された防風林を構成する樹木として、アコウ・イヌマキ・マサキ・サザンカなどが挙げられる。このうちイヌマキなど一部は外部からの持ち込みと考えられているが、大半は島内の自然植生から調達したものである。これらの中で、アコウの多くは敷地の石垣を巻き込むように成長し、かつ横方向にも広がる特性から、石垣の保護や夏の強い日差しを和らげる日よけの役目も果たしている。またサザンカは種子より採る油が食用油として用いられているなど、防風の機能のみでなく生活上有用な植物を植えていることが分かっている。また畑の防風林には背が低いマサキを選んで植えるなど、用途や場所によって防風林の樹種を使い分けていた形跡も認められた。



海～防風林～家屋～畑と続く
土地利用



防風林に囲まれた家屋(蕨集落)
※落葉している木はアコウ

また、集落景観形成の特徴を示す大きな要素として、湧水地と家屋、耕作地の位置関係も重要である。本村地区以外の島の周囲各所から入植した移住者は、まず、急斜面の海岸を上った僅かな平地かつ湧水のある場所に防風林に囲まれた家屋を確保し、そこから丘陵地へ向けて耕作地を伸ばしてきた。このため、近代になって整備された車道からは、多くの家屋が目には触れることはないが、幹線道路を一步外れ海側の景観を望むと、眼下に耕作地が広がり、その先に防風林に囲まれた家屋があり、そしてその先に海が広がるといった景観を見ることができる。これらがこれまでに大きな開発行為が行われなかったことによって、現在も良好な景観が残されている。

以上のような要素が有機的に結びつくことによって黒島の文化的景観は構成されている。この詳細は保存調査報告書に掲載したとおりであるが、一言で表すと以下のとおりである。

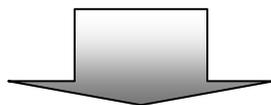
「島しょへの移住に伴う人々の往来と文化の交流を背景とした特徴的な集落形成と、植物を利用した独特な集落景観」

第2項 課題

第1項に黒島の文化的景観の概要と価値を述べたが、様々な課題を内包したものであり、そのまま放置した場合、黒島の文化的景観の価値は急速に失われてしまう可能性が大きい。黒島の文化的景観を構成する要素の価値とそれぞれの課題について整理すると下表のようになる。

地域を構成している要素の価値と課題

	自然地理的背景	独特な歴史的背景	生業空間と密接に結びついた集落
価値	<ul style="list-style-type: none"> ・亜熱帯植生の北限に近いという植生 ・外海の波浪を受けて断崖を形成する海岸線は、壮大な景観を形成している 	<ul style="list-style-type: none"> ・仏教徒が住んでいた島に潜伏キリシタンが入植してきたという歴史 ・両者の住み分けが現在まで継続している 	<ul style="list-style-type: none"> ・地形に逆らわない営農 ・防風林に囲まれた畑や家屋 ・亜熱帯植生を利用した防風林
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・生活様態の変化による森林や里山の荒廃 ・開発行為に伴う景観のコントロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史、民俗など継続的な調査研究 ・人口の減少、高齢化による集落の荒廃 	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎化等に伴う担い手の減少 ・景観資源としての認識と保全 ・人口の減少、高齢化による集落の荒廃 ・開発行為に伴う景観のコントロール



これらの課題を解決し、価値をいかに守り伝えていくか？

第2節 保存に関する基本方針

基本理念

『島しょへの移住に伴う人々の往来と文化の交流を背景とした特徴的な集落形成と植物を利用した独特な集落景観と文化を次世代に引き継ぐ』

— 文化的景観を活かした「まちづくり」 —

自然林・防風林を活かした集落構造を引き継ぐ。

丘陵地に広がる耕作地を中心とした農漁村景観を引き継ぐ。

独特の歴史を証明する資産や豊かな自然景観を保全する。

黒島の文化的景観の保存に関する基本方針を、「自然地理的背景」、「独特な歴史的背景」、「生業空間と密接に結びついた集落」の三つの観点から示す。

以下の方針を定めるにあたり、各要素を保存していくためには地域に住む人たちの景観保

全に対する理解と自助的な取り組み、そして行政の役割を明確にしておくことが必要であり、それらを実行できる体制づくりが何よりも必要であることを先に記しておく。文化的景観保存計画や景観計画は、規制のための仕組みだと考えがちだが、良好な景観の創造に繋がるという視点も忘れてはならない。

また、佐世保市総合計画（2008～2017）における土地利用等の基本構想において、「豊かな自然環境や優良な農地、歴史的・文化的遺産を守り育てることを基本に、計画的な土地利用を誘導」とうたわれている。また基本計画中には「景観法等に基づき、地域資源を活かしながら、良好な景観形成の誘導」や「自然環境の保全」、「自然環境との調和に配慮した土地利用の推進」とされており、この方針と整合性を図るものとする。

第1項 自然地理的背景

黒島は生態地理学上照葉樹林気候に属し、また亜熱帯植物の北限近くに位置していることから、スダジイ、タブノキ等を主体とする常緑広葉樹の中にアコウなどの亜熱帯系の植物が混ざっており、そのような林が海岸林として島を取り巻くように存在している。一方で島内では古くから土地の開墾が盛んに行われていたため、古くからの自然林はごく限られており、黒島神社の社叢にわずかに見られるのみである。

黒島に暮らす人々は、このような黒島の植生を非常に巧みに利用しており、家屋の周囲に自然林を切り残す、あるいは植樹を行って防風林や防潮林、日除けとし、薪炭や食料を確保する場にもなっていた。またこのような森林は保水林としての役割も大きく、現在でも島の生活に不可欠なものである。

したがってこれらの保存については、現状の維持に努めるものの、凍結的な保存ではなく適切に手を加えながら保存を図る必要がある。

島という環境から周囲には断崖あるいは閃緑岩の岩塊が積み重なった海岸がある。このような海岸部から切り出した石は屋敷の石垣や礎石などに利用されており、人々の生活を支えたものであった。また海岸で採取できる磯物は貴重な食料や現金収入源であり、その解禁日は「磯の口あけ」といって年中行事の一つとなっている。

さらに、島の最南部に位置する串ノ浜には、長崎県指定天然記念物「串ノ浜岩脈」や海岸植物のハマゴウやハマダイコンの群落があり、夏場の台



防風林に利用されている南方系の植物「アコウ」



定期的に行っている浜清掃

風等気象の影響を受けやすい厳しい環境下で形成された断崖と併せて、島の景観構成要素として重要である。

したがってこれらの保存については定期的な磯清掃を行うとともに、極力現状を維持することが必要である。

第2項 独特な歴史的背景

黒島における集落の存在は少なくとも14～15世紀に遡ることがわかっている。その後平戸松浦氏の勢力下に入りそのまま江戸時代を迎えている。

そして18～19世紀にかけて平戸藩が主導する入植に加え、藩営の牧場撤廃に伴う自由入植が行われたことにより8箇所の集落が成立した過程が明らかにされている。もともと島に住んでいた人々は平戸藩の流れを汲む仏教徒であり、平戸島が見える場所に集村的な集落を形成していた。しかし黒島に入植してきた人々の多くは潜伏キリシタンであり、島の周囲に散村的な集落を形成するなど対照的な集落展開を見せている。

黒島の潜伏キリシタンたちは、大浦天主堂における信徒発見以後活発な宗教活動を展開し、全員が正統なカトリックとして復活を遂げた。カトリックとして復活することのできた黒島の信徒たちの喜びは大きく、黒島天主堂の建設という形で結実するに至った。

佐世保に軍港が置かれるようになると、黒島にも軍事施設が建設されるようになり、軍港防衛の一翼を担った。

このような黒島の独特で複雑な歴史は、集落景観の形成にダイレクトに反映されており、それが現在に至るまで非常に良く保存されている。したがって黒島に残されている石造物や墓地、旧軍施設などはこのような黒島の歴史を証明するものであり、極力現状のまま保存することが必要である。

第3項 生業空間と密接に結びついた集落

黒島地区住民の生業は農業・漁業といった第1次産業が大半を占めており、集落と一体的に構成された農地や厳しい自然環境のなかで構築された港や波止場などの生業空間は、地域を特徴付けるものである。

本地域の生業を示す景観として特徴的であるのは、島の丘陵地に広がる田畑であり、台形上の島の主に高台で耕作が行われたことで、海に向かって開けた眺望が広がり、非常に特徴的な景観を形成する。そしてそれらは、漁業とともに地域生活の基盤を支えてきたものであ



集村的な本村集落



散村的な田代集落

る。

そしてこれらの生業空間と集落が密接に結びついていることも黒島の景観の大きな特徴である。黒島では居住地、耕作地という区別がほとんど無く、家屋の裏側や脇に耕作地がある。それらを取り囲むように自然あるいは植えられた防風林が存在しており、植えられたものの中には場所によって適した樹種を選んでいることや有用な植物を植えるなど、植物を非常に巧みに利用しているという特徴がある。集落の家屋については江戸時代後期の特徴を持つ建物も散見され、新しく建てられたものについても伝統的な工法を用いているものが多い。

これらの集落を構成する諸要素の保存についてはいくつかの方法を組み合わせる必要がある。まず耕作風景の保存管理にあたっては、田畑や田畑を守る防風林の景観維持に努めるとともに、その景観を造り、維持してきた自然活用技術の継承についても支援を行う必要がある。また、伝統的な土地利用を継続しながら今後も生業空間を維持するために必要なシステムを検討する必要もある。それは、担い手の育成や、耕作放棄地をどう活用するのかという戦略的な部分もあり、関係法令を踏まえ有効な支援策を検討する必要がある。

そして、集落の良好な景観を構成している保存すべき要素として、伝統的な構造を持つ家屋やそれを取り巻く防風林・耕作地などが挙げられており、これらを維持することに努めるものとする。

最後に農漁村風景の保全では、特に農業が継続されることが前提であり、時に建築物の変容よりも、こうした農地の変容の方が集落景観に及ぼす影響が大きい場合もある。本地域の農漁村集落については、家屋等の建築物だけではなく、その集落の持つ風情を保護すべきであろう。



防風林、家屋、畑のある昔ながらの佇まい

第3節 整備活用に関する基本方針

第1項 全体的な考え方

第2節で述べた保存の基本方針に沿って、整備活用に関する基本方針を以下に示す。

黒島の文化的景観は自然地理と独特な歴史を背景とし、そこに人々が家を建て、開墾を行うといった土地に対する働きかけを続けた結果生み出された景観地である。このような景観地は人の長期的な生活によって生み出されたものである以上、人の手が加えられ続けることで初めて維持が可能なものである。しかし過剰な手入れはこの景観を損なってしまう恐れがあるため、一定の整備方針を定めることが必要である。また整備方針の決定に際しては共同井戸や水源、共同の藻場や年中行事など、伝統的な地域コミュニティを重視することも必要である。

公共事業においても、これまで道路は道路、農地は農地、森林は森林といった縦割だった

土地利用計画を、総合的に見直し整理することが肝要である。このような観点から地域の景観マスタープランを法的に位置づけることができるのが景観計画であり、計画の見直しを行いながらまちづくりを進めることとする。

観光的な観点から見てみると、黒島地域を訪れる観光客の多くは黒島天主堂や島の自然景観観光が主な目的であり、日帰り観光客が多いことが特徴である。文化的景観を活かした地域振興が最終的な目的であるため、観光ルートの設定や案内板等の設置だけではなく、地域自体の魅力を高め、そこへ行きたいと思わせる付加価値を付ける取り組みを行う必要がある。

平成19年1月、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が世界遺産暫定リストに記載され、本地域も構成資産のひとつとして検討されている。活用という面で考えるならば、潜在的な価値を持っている場所であり、登録推進活動に併せ、文化的景観を核としたネットワークを形成していく必要がある。既に民間で行われている「黒島めぐり」やエコツアーのほか、都市部住民をターゲットにした島畑オーナー制度、Iターン等も視野に入れ、地域内に組織されている「ただいま、くろしま、プロジェクト」や「物多田舎黒島友の会」といったまちづくりグループを主体とした施策を実施する必要がある。

ただしこのような観光施策を行う場合、過剰な観光客の増加等によって黒島の景観が損なわれることが無いよう配慮しなくてはならない。また観光客と島民との摩擦なども心配されるため島民と行政との緊密な連携も必要である。

第2項 自然地理的背景

黒島には、海岸林や自然防風林、閃緑岩の岩塊が連なる海岸や数百m続く断崖、古代の地殻変動を物語る串ノ浜岩脈等、豊かな自然景観が残されている。それらは国立公園（西海国立公園）指定地域に近接しているものの、一部（伊島、幸ノ小島）を除いて指定範囲外であるため自然保護法によって保護される状況にはない。しかし、これらの地区では同法に準じて現状維持若しくは植生回復を行っていくことが必要である。ただし二次林については、凍結的に保存するのではなく、適切に手を加えながら林産物や林空間の活用を図るべきであろう。



二次林内を通る荒れた里道

第3項 独特な歴史的背景

黒島の独特な歴史を物語るものとして、戦国時代の石塔や潜伏キリシタンの墓地、神社や天主堂、旧軍煉瓦建物や砲台跡などの歴史的建造物がある。石塔や墓地についてはその存在や価値を顕在化させるためのアクセス路の確保や説明板の設置を行う。また寺・神社及び教会堂は、無形の要素を表象する建築物であり、地域の歴史や文化を踏まえ、届出対象として特定した。建築後、相当年数が経過しており修景整備が必要とさ



黒島天主堂コンサート

れるものもある。特に教会堂については、一定の観光客が訪れるほか、音楽祭等の文化活動も行われており、交流施設として活用できる場所を設定し、地域活動の拠点として利用するなど積極的に活用を図りたい。旧軍煉瓦建物等も同様である。

第4項 生業空間と密接に結びついた集落

本地域の集落に多く見られるのは、木造平屋建の住宅であり、現在も良好な景観を維持している。特に建築物や工作物の高さや色には十分注意すべきである。景観計画でそれらの行為誘導を行うこととしているが、今後は景観協定の締結も視野に入れ、より自発的な景観創造への取り組みへと繋げていくこととする。

【景観協定】

景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定する制度である。景観協定は、住民が自らの手で、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができる有意義な制度であり、積極的な啓発・普及がなされることが望ましい。

土地所有者等の全員の合意による協定であることから、法に定める景観計画等よりも細やかなルールを策定したり、規制手法に馴染まないソフトな事項についても定めることができる等、幅広い内容とすることができる。

農漁村集落については、建築物の形態意匠や農地の保全・利用を一体として定めること等により、農漁村景観の保全を図ることが可能であるが、土地所有者等と十分時間をかけて協議する必要があるため、段階的に協定の範囲を広げていくことが現実的である。

本地域の景観を構成するものに「防風林」に守られた「耕作地」があり、景観を特徴づける要素となっている。全国的に棚田等の耕作景観が観光資源としても認知され始めており、それが高まって付加価値作物の開発へと繋げていった地域もある。作物自体のブランドを高めるのか、耕作地の景観を生かして交流人口を増やすのかは、地域の特性に合わせたものにすべきであろう。いずれにせよ、耕作地としての景観が保全されていることが前提であり、整備を行う際は、土地利用を尊重した整備を行うことが必要である。

さらに、生業空間としての景観構成には、これら「防風林」や「耕作地」に溶け込むように形成された集落構造がある。これらは個別単体で考えられるものではなく、一体的に捉えることで一つの景観が形成されていることにも配慮が必要である。

また、本地域には4カ所の漁港があり、それらの改修工事等によってもたらされる景観の変化は、大きな影響を与えることも考えられる。良好な景観を維持するための配慮が必要である。



近年大幅な改修が行われた
黒島漁港串ヶ浜地区

第4節 管理運営に関する基本方針

本地域の文化的景観は、自然環境にそこで暮らす人々の生活・生業の働きかけがあって、初めて作り出され、長い年月をかけて現在の景観へと変遷してきたものである。これは、継続し変化し続けている景観であり、現在の景観が完成形ではないことを示している。

農漁村集落の過疎化等により、現在の景観を保つことは非常に難しい問題である。この良好な景観を継続させるために、「誰が（主体・担い手）」、「何の目的で（生業のため・景観の保全のため）」景観管理を行うのかという目的を明確にし、農漁村集落の景観が維持されるシステムを早期に確立させなければならない。

重要なのは、その地で生活し生業を営む地域の人々の存在であり、農業を継続できない理由は何なのかを把握し、現在の景観を維持し発展させるため、それらの要素を取り除く仕組み作りを検討する。後継者不足であるのなら、農地所有者のみではなく、文化的景観地区に住む人々、周辺都市部に住む人々が積極的に景観保全に係わることができる仕組みが必要だろう。

蔵地区では景観保全に対する意識が高く、平成20年度から景観保全と生業育成のために、一部の耕作放棄地が再耕されオリーブ畑として活用されている。耕作物にオリーブを選択されたことについては、佐世保市文化的景観調査委員会でもその賛否が論議されたところであるが、最終的には、その地域に住む住民の生業安定にかかわることであるので、住民自体で、その耕作範囲等を検討されることが必要である。蔵地区を含め黒島は自治会組織が比較的確立された地域であるため、このような検討・実行は、これら既存の組織を活用した住民主体によって、まちづくりと景観保全、文化・伝統の継承を図るべきであろう。

一方、行政の体制も整理、強化される必要がある。文化的景観の継承・活用においては、教育委員会のほか、都市整備、土木、農水商工、観光部局、水道管理者等の多くの協力連携が必要となる。県関係部局との連絡調整も含めて、関係機関が緊密に協力できる体制を整備したい。その上で、地域活動を積極的にサポートしていくこととする。

■文化的景観を維持するためのシステムづくりの必要性

